

厚生労働省
雇用均等・児童家庭局長 高井 康行 様

夏期の電力需給対策に伴う企業の就業時間等の変更に対応した
延長保育・休日保育事業等の実施に関する要望について

社会福祉法人 全国社会福祉協議会
全国保育協議会
会長 小川 益丸

全国保育士会
会長 上村 初美

今夏の電力需給対策による企業の就業日時等の変更にともない、延長保育や休日保育等をもって保育需要への対応をはかることが保育所に求められています。

保育所は、良質かつ安全・安心な保育を提供し、国民・地域からの負託に応えることを大前提として取り組む所存ですが、実施体制の構築にあたって円滑に対応できるための次のような配慮を要望します。

1. 人員配置

- 早朝・夜間も含めた週 7 日の開所にあたり、利用曜日により保育内容が著しく異なることの無いよう、保育所は対応にあたります。
- しかし、現在の雇用体制では、週 7 日の勤務体制（シフト）の構築や労働法規遵守の点において、現実的な対応は難しい状況です。
- ついては、次のような配慮を求めます。
 - ・ 週 7 日分の人員体制を確保する上での人件費等の経費補助
 - ・ 現在の雇用体制で週 7 日開所に対応した際の割増賃金等を考慮した経費補助
 - ・ 雇用にあつするマッチング等の支援（7～9 月の期間限定雇用の困難さに係る対応）

2. 保育所における食事の提供

- すべての開所日において児童への食事を提供する必要があることから、調理室の週 7 日稼働が求められます。
- 夏場にあつて食中毒発生の危険性も高まることから、園内調理の重要性は高まります。
- その対応には、調理員の増員をはかる必要があり、次のような配慮を求めます。
 - ・ 調理員の配置増に係る経費補助

3. 「保育に欠ける」認定の変動に伴う保育利用への影響

- 土日の企業活動により、両親（保護者）の休日が異なる場合、自治体において保育に欠ける日が減少するとの解釈から利用制限が課せられることの無いように配慮を願います。

4. 利用料の徴収

- 通常の週 5～6 日を超える日数の保育提供の要望が保護者から寄せられ、自治体が入所決定をした場合の運営費支給や実費負担の取扱いについて早急に明示願います。

5. 夏期の電力需給対策

- 電気事業法第 27 条に係る制限緩和対象として、「生命・身体の安全確保に不可欠な需要設備に老人福祉施設、介護保険施設、障害者福祉施設、障害者支援施設等」が掲げられているが、週 7 日開所にあつて保育所がこの対象となるよう配慮を願います。

6. その他

- 上記の対応は、電力需給対策としての当面今夏限定の取り組みであり、延長保育・休日保育の実施にあつし、各自治体へ柔軟な運用に係る助言を示されるなどの配慮を願います。